平成２７年（フ）第６６２号
愛知県春日井市牛山町1844番地４　シャトル平成202号
債務者　坂本　昇司
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６６号
愛知県知多市新知字佐布見32番地の２、住民票上の住所愛知県豊橋市富本町36番地の１407
債務者　花井　知広
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７１号
熊本市東区八反田２丁目４番22号　錦オレンジハウス203号
債務者　千歳　慎一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７２号
熊本市東区八反田２丁目４番22号　錦オレンジハウス203号
債務者　千歳　夕紀
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４号
愛知県常滑市樽水町１丁目130番地　市営樽水住宅Ｃ棟201号
債務者　伊藤　泰典
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０号
松江市古曽志町567番地380　県営住宅新古曽志団地５号棟512号室
債務者　後長　修司
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７１号
松江市古曽志町567番地380　県営住宅新古曽志団地５号棟512号室
債務者　後長さとみ
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８５号
松江市西津田３丁目４番45―305号　パルミラ西津田
債務者　飯沼　美紀
1　決定年月日時　平成27年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２５０号
静岡県磐田市下岡田398番地２、開始決定時及び住民票上の住所茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘３丁目21番地３　レオパレス紫峰ヶ丘Ⅰ―203
破産者　鈴木　秀広
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２１号
鹿児島県指宿市十町2561番地７
破産者　中間　　弘
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第９２号
北九州市八幡西区友田１丁目１番６―207号
破産者　西尾　和子
1　決定年月日　平成27年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３１号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目15番市６―304号
破産者　木下　　泉
1　決定年月日　平成27年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
札幌市南区藤野６条４丁目４番５号
破産者　高原　真理（旧姓一戸）
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５号
宮城県多賀城市栄１丁目１番62号
破産者　相澤　ネネ
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
宮城県栗原市若柳武鎗字上土手ノ内195番地８、開始決定時の住所宮城県栗原市若柳字川南堤通３番地43
破産者　小野寺光浩
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６号
宮城県大崎市古川大宮８丁目４番51号　ルーチェＡ棟201号
破産者　豊田　　均
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
宮城県遠田郡美里町字桜木町185番地１　ハイツライフアリーナＡ201号
破産者　佐川　　護
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
山形県尾花沢市大字尾花沢1558番地５
破産者　佐藤　仁祐
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部